

別表

1. 会 費

区 分	対 象	会 費	
		施 設 割	定 員 割
市町村社会福祉協議会費	市町村社協	10円×人口数	
民生委員児童委員協議会費	市町村民協	1,200円×定 数	
社会福祉関係団体会費	社会福祉関係団体 未法人 法 人	未法人 法 人	10,000円 15,000円
施 設 会 費	児童養護施設 児童自立支援施設 乳児院 福祉型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 主として難聴児を通わせる児童発達支援センター 医療型障害児入所施設 医療型児童発達支援センター	7,000円	30以下 0円 31～60 5,000円 61～100 10,000円 101以上 15,000円
	保育関係施設 保育所 認定こども園（幼保連携型・保育所型） 小規模保育事業（定員10人以上）	3,500円	30以下 0円 31～60 1,500円 61～100 2,500円 101以上 3,500円
	母子福祉関係施設 母子生活支援施設	7,000円	30以下 0円 31～60 5,000円 61～100 10,000円 101以上 15,000円
	生活保護関係施設 救護施設 医療保護施設	7,000円	30以下 0円 31～60 5,000円 61～100 10,000円 101以上 15,000円
	指定障害福祉サービス事業等 盲人ホーム 生活介護 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） 共同生活介護（ケアホーム） 自立訓練（機能・生活） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助（グループホーム） 地域活動支援センターⅠ型～Ⅲ型	7,000円	20以下 0円 21～60 5,000円 61～100 10,000円 101以上 15,000円
	老人関係施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 通所介護 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 介護老人保健施設 訪問介護 短期入所生活介護（20床以上） 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護	7,000円	30以下 0円 31～60 5,000円 61～100 10,000円 101以上 15,000円

	更生保護施設 更生保護施設	7,000円	30以下 0円 31～60 5,000円 61～100 10,000円 101以上 15,000円
	厚生労働大臣指定養成施設（福祉）	7,000円	

2. 賛助会費

区分	会費
企業・団体	10,000円
施設	5,000円
個人	3,000円

3. 経過措置

(1) 民間複合施設の施設会費は、当分の間15,000円を限度とする。

4. その他

- (1) 指定障害者福祉サービス事業等で、障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）または居住支援（ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム）を実施する事業所は、同一事業所で実施する日中活動事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）と併せて1施設として会員対象とする。
- (2) 上記（1）の施設の定員は、障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）または居住支援（ケアホーム、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）の定員とする。
- (3) 同一事業所で複数の日中活動事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）を行なう事業所は、1施設として会員対象とする。
- (4) 認定こども園の定員は、1号認定こどもの数を除いた定員数とする。